

函館工業高等専門学校学術情報教育センター規程

平成15年3月13日

函高専達第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第13条第2項の規定に基づき、本校学術情報教育センター(以下「センター」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、広く学術情報を収集し、本校の教職員及び学生に対してその情報を提供するとともに、校内ネットワークや校外向けネットワーク機器の管理運用並びに情報教育及び学術研究の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 学術情報の収集と管理運用に関すること。
- 二 校内ネットワークおよび校外向けネットワーク機器の管理運用に関すること。
- 三 情報教育、学術研究の実施に関すること。
- 四 センターの施設設備の維持管理に関すること。
- 五 校内業務のデジタルトランスフォーメーションに関すること。
- 六 その他センターの運営に関すること。

(室)

第4条 センターに、次に掲げる室を置き、各室にそれぞれ室長を置く。

- 一 ネットワーク管理室
- 二 情報教育演習室

2 室の管理運営及び組織等に関する事項は、校長が別に定める。

(組織)

第5条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 室長
- 三 センター員
- 四 総務課長

五 学生課長

六 その他校長が必要と認めた者

(センター長)

第6条 センター長は、校長が指名する教員をもって充てるものとする。

2 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。

(室長)

第7条 室長は、第4条第1項に定める室ごとに、教授及び准教授のうちから校長が指名する。

2 室長は、センター長の命を受け、各室の業務に従事する。

3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(センター員)

第8条 センター員は、本校の教員のうちから校長が指名する。

2 センター員は、センター長の命を受け、その業務を処理する。

3 センター員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第9条 情報セキュリティ副責任者(教員)及び教務主事はオブザーバーとしてセンターの業務に参加することができる。

(庶務)

第10条 センターの事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第11条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校運営会議の議を経なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月18日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第40号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校学術情報教育センター運営委員会規程(平成20年2月19日函高専達第19号)は廃止する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第7号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月12日函高専達第84号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月15日函高専達第11号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日函高専達第34号、函高専達第36号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 20 日函高専達第 3 号）
この規程は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。